

# 鳥取縣公報

公 告

昭和二十三年七月三十日 金 曜 日  
外

本報ノ大キサハ(縦横)A4

◇鳥取縣告示第三百四十三號  
食糧管理法施行規則第二十九條第三號による指定を次のように定める。

昭和二十三年七月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、旅行又は贈與行為に伴つて主要食糧を携行輸送する者、その数量は一人當り米麥は二疋諸類二貫(切千五百匁)雜穀一升以内とし一品目に限る。

二、主食の配給を受けている者であつて住所の移轉に伴い現に保有する主要食糧を家財等とともに移動輸送する者、その数量は所轄市町村長の證明した当該世帯において現に保有する数量。

三、主要食糧の保管場所乃至貯藏場所の移轉移築等に伴

い市町村内において當該主要食糧を移動輸送する者。四、搗精製粉若しくは澱粉製造等加工のため自己の所有する主要食糧を市町村内の加工場所まで移動輸送する者、その数量は米麥は六十疋、甘藷十二貫、馬鈴薯十五貫、雜穀五升以内とし一品目に限る。五、菓子等食品に加工のため自己の所有する輸入砂糖を縣内の加工場所迄移動輸送する者、その数量は六疋但し昭和二十三年十月三十一日迄。

◇鳥取縣告示第三百四十四號

物價統制令第四條の規定によつて昭和二十三年七月物價庁告示第三百六十六號(水の販賣價格の統制額指定の件)中卸賣業者の販賣價格の統制額を次のように指定する。

昭和二十三年七月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

